

## 言語聴覚療法臨床研究会 会則

### (総則・名称)

第1条 本会は、和名「言語聴覚療法臨床研究会」、英語名「Japanese Society of Speech Language and Hearing Therapy」と称する。

### (目的)

第2条 本会は言語聴覚障害を持つ方に対する評価・訓練・支援技術の発展に向けた学術研究活動、啓発活動を行うネットワークを作り、地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚療法に関する研修会、講演会、技術講習会の開催（不定期）開催時に実行委員会を置く（技能・学術ネットワーク）
- (2) 言語聴覚療法に関する情報共有・交流（情報・交流ネットワーク）
- (3) 臨床研究等、言語聴覚療法のエビデンスに関わる研究支援（研究支援ネットワーク）
- (4) 国内関係学会との交流並びに国際交流
- (5) その他本会発展のために必要な事業

### (構成・会員)

第4条 本会は、本会の主旨に賛同する者をもって構成する。

- (1) 個人会員は本会の趣旨に賛同して参加を希望し、所定の年会費を納めたものとする。
- (2) 学生会員は、本会の趣旨に賛同して参加を希望し、所定の年会費を納めたものとする。
- (3) 賛助会員は言語聴覚療法に関連する企業、団体で本会の趣旨に賛同して参加を希望し、所定の年会費を納めたものとする。
- (4) 賛助会員は機器および商品を展示広告、案内する機会を得られる。

### (役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

代表世話人	1名
世話人	30名以内
幹事	4名以内
会計監事	2名

### (運営)

第6条 本会の運営は次のように定める。

- (1) 役員を選出、退任については、代表世話人、世話人、幹事の協議により決定する。
- (2) 代表世話人、世話人、幹事、会計監事で世話人会を構成する。
- (3) 世話人会は、会員の審議承認、事業計画、事業の実施および会計、その他の重要事項について審議する。
- (4) 役員は世話人会にて世話人の互選によって選出される。
- (5) 代表世話人はこの会を代表して世話人会を統括し、必要な会議を召集する。
- (6) 世話人は代表世話人を補佐し、第3条の事業の実施、本会に必要な審議をする。
- (7) 幹事は第3条の事業および会員情報やその他本会の活動で発生する情報の管理等、本会の運営業務を実施する。
- (8) 会計監事は、会計および会務の執行を監査し、その結果を会員に報告する。
- (9) 世話人会は、本会の事業実行日に年1回以上開催する。

(退会)

第7条 本会は会員の退会を次のように定める。

- (1) 会員は希望し世話人に申し出た場合退会をすることができる。
- (2) 世話人会は、会員を合議により退会させることができる。
- (3) 年会費の滞納が2年間を超える場合は、自動退会とすることができる。

(会計・会費)

第8条 本会の経費は会費収入・その他の収入をもって当てる。予算および決算は世話人会の議決を経て会員に報告する。

- (1) 個人会員は年会費をもって会費とし、毎年支払うものとする。
- (2) 学生会員は年会費を以て会費とし、毎年支払うものとする。
- (3) 賛助会員は年会費をもって会費とし、毎年支払うものとする。
- (4) 会費の額は世話人会で決定し施行細則に記載する。
- (5) 一旦納付した会費は事由のいかんを問わず返還しない。
- (6) 研究費や寄付等、会費以外の収入を得るときには、世話人会で決議し、それを以て承認とみなす。この収支も会員に報告する。
- (7) 会計報告は、年1回、本会の事業実行日に行うものとする。

(会計監事)

第9条 本会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、会計監事の監査を経て会員に報告しなければならない。

(事務局・連絡先)

第10条 事務局は代表世話人のもとに、会員名簿の整理、会費の管理等本会の運営に必要な諸事務をおこなう。

(共催団体)

第11条 本会は本会の目的に賛同する団体と第3条の事業を共同して行うことができ、これを共催団体とする。

- (1) 共催を希望する団体は世話人会に申し出て、世話人会の合議で承認する。
- (2) 世話人会の合意により、本会の目的に合致した団体に共催を依頼することができる。

(協賛団体)

第12条 本会は本会の目的に賛同する団体の協賛を得て第3条の事業を行うことができ、これを協賛団体とする。

- (1) 協賛団体は、所定の参加費を支払い、本会が主催する事業において、機器および商品の展示広告、案内等を行うことができる。
- (2) 協賛を希望する団体は世話人会に趣旨と活動内容を申し出て、世話人会の合議で承認する。
- (3) 世話人会の合意により、本会の目的に合致した団体に協賛を依頼することができる。
- (4) 参加費の額は世話人会において決定し施行細則に記載する。

(個人情報)

第13条 本会で収集した個人情報は次のように取り扱う。

- (1) 本会で収集した個人情報は、以下の目的のみで使用することができる。これら以外の目的で個人情報を利用する場合、あらかじめ本人の同意を得た上で行う。
  - ・本会内で情報共有を目的とした資料の作成
  - ・本会が主催する活動案内や資料送付等の為の情報提供
- (2) 本会は取り扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。
- (3) 本会は、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に提供しない。

(定めない事項)

第14条 会則の変更は世話人会で審議、決議し、会員に報告するものとする。

- (1) 決議は2/3以上の出席(委任状を含む)で過半数をもって議決される。

#### 附則（施行規則）

- （１） 役員の任期は４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。ただし、再任を妨げない。また、初年度は本会が活動を開始した日から翌年３月３１日までとする。
- （２） 本会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
- （３） 本会則は、令和元年８月２８日より施行する。
- （４） 本会則は、令和３年４月１日より施行する。

#### 言語聴覚療法臨床研究会 施行細則

##### 第１条 会費

- （１） 個人会費は、年会費 5,000 円をもって会費とする。
- （２） 学生会員は、年会費 1,000 円をもって会費とする。
- （３） 賛助会員の年会費は 20,000 円とする。本会が主催する事業の参加費は 10,000 円とする。

##### 第２条 協賛団体の参加費

- （１） 協賛団体の参加費は、30,000 円とする。

#### 附則

- （１） 本施行細則は、令和元年８月２８日より施行する。
- （２） 本施行細則は、令和３年４月１日より施行する。